

社会福祉法人 大田市社会福祉協議会  
指定介護予防支援事業所大田市地域包括支援センター運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大田市社会福祉協議会が設置する指定介護予防支援事業所大田市地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第58条第1項に規定する「指定介護予防支援」をいう。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、その人員及び管理運営に関する事項を定め、センターに配置する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員その他従業者(以下「職員」という。)が要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されることにより、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立な立場でサービス調整をするものとする。
  - 4 事業の運営に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、大田市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大田市地域包括支援センター
- (2) 所在地 大田市大田町大田イ128番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員 次に掲げる者のうち1人以上

ア 保健師

イ 社会福祉士

ウ 介護支援専門員

エ 経験のある看護師

オ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事  
担当職員は、指定介護予防支援の提供等に当たる。

(3) その他必要な職員

その他必要な職員は、事業の運営に関する事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 内容及び手続の説明及び同意 利用者及びその家族に対し、この運営規程の概要やその他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付するとともに説明を行い、同意を得るものとする。

(3) 利用申込み及び支援の決定 事業を利用しようとする者は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を地域包括支援センター経由で大田市に提出するものとする。

(4) 提供方法及び内容 利用者が自立した日常生活を営むことができるように、利用者の居宅を訪問し、サービスの内容・利用料金等の情報を公平に利用者及びその家族に対して説明し、利用者にサービスの選択を求め、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成するものとする。

(5) 介護予防サービス計画等の交付 利用者に対し、介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

(6) モニタリング モニタリングは少なくとも3か月に1回、利用者宅を訪問し、訪問できない月は電話等で、計画の実施状況の把握を行うものとする。

(7) 評価 目標の設定期間終了時及び計画変更時に、目標の達成状況について評価を行うものとする。

(8) 連絡・調整 介護予防サービス計画の変更の必要がある場合など、関係事業者等との連絡・調整を行うものとする。

(9) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

(10) 要介護認定申請等に係る援助 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、その意思を踏まえ必要な援助を行うものとする。

(11) 給付管理・介護報酬の請求事務 介護予防サービスの利用実績を確認し、所定様式

を利用者ごとに作成し、国民健康保険団体連合会へ提出するものとする。

(12) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大田市内とする。

(委託)

第10条 事業所は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の23（指定介護予防支援の事業の基準）第3項の規定により事業の一部を委託することができる。

2 事業所は、前項の規定に基づき委託するときは、大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準等を定める条例（平成27年大田市条例第4号）第15条各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(資質の向上)

第12条 事業所は、担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は、虐待の発生またはその再発防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 大田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年大田市条例第3号）第3条に定める大田市地域包括支援センター運営協議会において、虐待の防止のための対策を検討する。その結果について担当職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修会を実施する。

(4) 管理者を責任者とし、前3号に掲げる措置を適切に実施する。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市へ通報するものとする。

(秘密の保持)

第14条 事業所の担当職員その他の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後も、同様とする。

2 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、担当職員の資質向上を図るため、研修の機会を確保するものとし、業務体制を整備するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月17日から施行する。